

建設経済常任委員会

令和5年9月20日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第12号 旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長 菅 谷 道 晴
委 員 向 後 悦 世
委 員 林 晴 道

副委員長 井 田 孝
委 員 飯 嶋 正 利
委 員 遠 藤 保 明

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長 木 内 欽 市

議 員 松 木 源太郎

説明のため出席した者（14名）

副市長 飯 島 茂
農水産課長 池 田 勝 紀
都市整備課長 飯 島 和 則
農業委員会
事務局長 戸 葉 正 和

商工観光課長 大八木 利 武
建設課長 齊 藤 孝 一
上下水道課長 多 田 一 徳
その他担当
職員 7名

事務局職員出席者

事務局長 穴 澤 昭 和
副主幹 菅 晃

事務局次長 金 谷 健 二

開会 午前10時 0分

○委員長（菅谷道晴） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、建設経済常任委員会にお忙しい中、委員の皆様、また執行部の皆様、また議長の木内様、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は1議案でございますので、スムーズな進行をよろしくお願いしたいと思います。

着座にて失礼いたします。

また、本日はクールビズ期間中ですので、委員会室内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、松本源太郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、そして職員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました1議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、菅谷委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは皆様、改めましておはようございます。

本日は、建設経済常任会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は1議案で、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めて

まいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（菅谷道晴） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 7 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 12 号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 1 議案であります。

議案第 12 号について、補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑については着座で結構です。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） では、着席のままで失礼いたします。

議案第 12 号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本会議において説明したとおり、本改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用法令の条項を整理するものです。

そこで、条例改正の根拠となりました空家等対策の推進に関する特別措置法の主な改正点についてご説明いたします。

特別措置法につきましては平成 26 年に制定され、現行法におきましては特定空家等への対応が中心でございました。今回、周囲に悪影響を及ぼす前の空き家等の有効活用や適切な管理を強化する必要があることから、一部を改正する法律が本年 6 月に公布され、公布の日から 6 か月以内に施行されることとなりました。

主な改正ポイントは、所有者等の責務の強化と管理不全空き家等への措置でございます。

まず、所有者等の責務の強化でございます。従来の適切な管理の努力義務に加えまして、国・自治体の施策に協力する努力義務が追加となりました。つまり、空き家等に係る国や自治体の施策に対して、聞く耳を持たないということではなく、適切に協力・対応していただ

くことが加えられたということでございます。

続きまして、管理不全空き家等への措置でございます。管理不全空き家等とは、放置すれば特定空き家等になるおそれのある空き家等を指し、今回新設されたものでございます。現状ではひどく状態が悪化はしていないが、今後放置すれば特定空き家等となり得る空き家等に対し、行政による改善の指導・勧告が行えることとなり、さらに、勧告を受けた管理不全空き家等につきましては、固定資産税の住宅用地特例の解除を行うというものです。

これによりまして、空き家等の適切な管理の確保を図り、特定空き家となることを未然に防ぐことを目的としております。

なお、管理不全空き家等の基準をはじめとする今回の法改正に伴う詳細事項につきましては、今後、国より基本的な指針が示されることになっておりますので、その内容により法令の整備等、必要に応じ対応していく予定でございます。

以上で、議案第 12 号の補足説明を終わります。

○委員長（菅谷道晴） 担当課の説明は終わりました。

議案第 12 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 特定空き家の対応は喫緊の課題だと思いますが、今現状に特定空き家となろうとしている空き家はどのくらいあるのか、どのように把握しているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 特定空き家の数でございますが、平成 30 年に空き家の一斉調査をやっております。その中で市内に 106 件、特定空き家となり得る建物があるということが確認されております。同様の調査を本年度、今実施中でございまして、最新の数値につきましては年度末頃には把握できるかと思えます。5 年前なので、それより進行しているものもございまして、解体したものもございまして、今認知しているのは 106 件でございます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） 実は 1 か月ぐらい前、いろいろな諸問題があつて、ちょっと現地へ確認に行ったりなんかしたら、こっちももう空き家で、垣根の木が市道を半分塞いじゃっているとか、市民が結構、特定空き家に対する不安というか、対応をどうしたらいいのかな。こっちは

通らなきゃならないから、車両の出入りの邪魔になるので個人的にだんまりで切っているけれども、こっちはあまり触って後で苦情来てもしょうがないのでというような苦情があったりなんかしたもので、今ちょっとお尋ねしたんです。

だから、今の説明だと、5年間ぐらいは調査が空白期間になって、最近、近々取りまとめができるということなんですが、それを取りまとめたら、市民の日常に支障を来すようなところを優先的に対処していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） この条例ですね、法改正に伴う条項ずれがあるということで、この法律が施行されるまで協力するということであるならば、今からやれることが数々あるかと思います。どの部分を進めていくのか。例えば、活用するに当たって、拡大するに伴って、支援法人制度というのがあるようですね。各市町村長が、NPO法人だとか社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定をするというようなことであろうかと思うんですが、実際この本市において、法人に指定できるであろうそういう団体というのはどのぐらいあるもので、今後、交渉はどのような感じで進めていくのかを具体的に教えてもらいたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、法改正に伴って今ご質問のありました空家等管理活用支援法人、この関係についてご回答いたします。

まず、新法で定められているものとして、空き家の関係ですと、所有者の活用規模とか所有者からの相談、空き家の所有者ですね。それとあと、依頼があれば空き家の管理、その他、空き家の施策の提案とか、そういった業務、ぼやっとした感じなんですが、そういった業務が法律で位置づけられております。

既に旭市だけではないんですが、不動産協会とか宅建、建築士会とか司法書士、そういった団体と協定している団体もございます。実際にもう既に業務を行っているものがございます。旭市でも、宅建協会の北総支部と空き家バンクに関する取引の媒介、そういったものについても既に協定は締結しております。

今回の法改正では、NPO団体とか、そういった団体があれば、市町村が指定することによりまして、協定先に法的な位置づけが設置されるものでございます。新たに業務が増えると

いうことよりは、法的な位置づけのほうが重要とされています。

いずれにしても、法律の施行が6か月後ということで12月頃になるという情報を今聞いております。管理不全空き家、先ほど補足説明の中の管理不全空き家とこの空家等活用支援法人、この関係の基準がまだ一切、国から示されてはおりません。千葉県に確認しても、県のほうとしても、実は県内の市町村と関係団体、そういったところと協議会を持っております。すまいづくり協議会というんですが、そちらの中でも、国から基準が示されれば、今後議題として取り上げていくという検討していくと、今回答を得ております。

NPO法人で、各市ごとに協定というのも当然あるんですが、私としては、もっと広い範囲での協定なんかもあるのかなと。例えば、千葉県が元の協定を結んで、それに市町村が参加していく。そんな広域的な協定もありなのかなと思っております。

いずれにしても、国の指針が出て、県の動きを見ながら、必要な対応は取っていく予定でございます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） この法律ですか、施行が12月ということで、まだ時間がある。協力していくということであるならば、やはりこれを、管理をしてくれる法人の指定をしなきゃならんわけですよね、市長がね。なかなかそういうところに対するPR、広告だとか、ある程度こういう事業が始まるよということを言わないと、なかなかその受け手が出なくてまずいのではないのかなと思うので、ちょっと聞いてみたんです。まだぼやっとしていて分からない回答だったんですが、その辺の取り組みを具体的にもう進めるのがいいのではないかなと思うので伺いたいと思うのと、あと、市長のほうで特定空き家に対して勧告を出すということなんですよね。管理不全の空き家に対して勧告を出した場合に固定資産税の減免ですか、住宅用の土地として6分の1の減額をしているのも、ちょっとこれも解除されるというふうに聞くので。そうすると、皆さん慌ててちょっと対応せねばならんというように思うんですよ。そうしたときには、空家等管理活用支援法人というのが大切になると思いますし、管理を委託するということも言われていました。管理を委託するとなると、法人がどのような委託を持ち主というか、そういう人と結ぶのか。具体的にどのような内容なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まず取り組みについて回答いたします。

まだ基準ははっきりしないのでなかなか難しいんですが、管理に関しては、先ほど冒頭に申した所有者からの活用の希望とか、そういった空き家に対する管理の方法、あと相談ですね、どうしたらいいのだろうとか。そういうのは実際今、市の窓口で全部やっております。件数が膨大な都市部とか、そういったところは、こういった委託業者なんかにも当然、委託してやっている、東京都なんかはやっているという情報もございます。東京都とはスケールが違うということもありますし、旭市としては、市の職員が実情に応じていろいろ相談に乗ってやるのがいいのかなと思って、現状は今そうやっております。

件数が今後膨大に増えてきた場合、例えば宅建協会であるとか、相続の問題なんかが非常に多いので、司法書士であるとか、そういったところと協定というのをも視野に入れていきたいなど考えてはおります。

それと、管理委託の件です。管理委託というのは、例えば所有者が、私は遠方において管理できないから管理をお願いしますということで、それは管理のレベルとしてはランキングが当然あるんでしょうけれども、年に2回の草刈りとか、例えば立ち木の手入れだとか。もっといけば、月に1回の窓開けとか換気、そういったのも含まれるのかなと思います。現に後の利用を予定されている方は、月に1回の換気とか、そんなものも頼んでいるのかなと思います。それで例としては、旭市のシルバー人材ではないんですけども、シルバー人材センターでそういうものを受け付けているところもございます。

法人として、旭市にどういったものがあるかというのは、ちょっとまだ正直分かりませんし、件数が少なければ、とてもなりわいとして継続していくのは難しいところもございますので、いろいろ相談は市が今行っている中で、量に応じていろいろ考えていかなければならないのかなと思います。

それとあと、管理不全空き家、特定空家等の勧告でございます。これは事務フローの中でも、まずは指導とか相談を受け付けた中で、このままでは例えば特定空家になってしまうので、どうにか対応をお願いしますというところから始まりまして、その後、指導なり、それでも改善されない場合は勧告。勧告で反応がない場合は、先ほどの固定資産税の特例の解除とか、そういったものに至りますので、特定空家に指定してすぐ固定資産税の特例が解除されるわけではございません。そのあたりの説明は、資料があれば、広く周知もしていきたいと思いますし、特定空家に至るまでの流れについてもご説明はしていかなければならないのかなと思います。現状では、今そう考えている状態です。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 話を聞いていますと、やはり今後ますます空き家が増える中で、法人に対する取り組みだとか接触が大事になろうかと思うんです。例えば、商工観光事業なんかにおきますと、税金を投入してそういう管理をしてもらうなんていうのもありますよね。そうすると、やっぱり利益誘導を伴うんじゃないのかなと思うことを、いつも僕この委員会で申し上げております。このNPOも、やはりそういう利益誘導につながるような部分があるかなと思うんですよ。そういうのをしっかりと起こらないような調整をして、しっかりとその法人を立ち上げてもらった——立ち上げてもらったって、今あるやつに委託するのか分かりませんが、指導をして進めてもらいたいと、そのように思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） ただいま林晴道委員の答弁の中で、空き家の管理に関する対応でシルバー人材もありますしということでありましたが、シルバー人材のほうもお盆前後、結構屋敷とかきれいにしたい家が多いんだか、シルバー人材に委託したら、お盆終わって9月にならないと順番が回ってきませんみたいな、時期によってはシルバー人材のほうも対応に非常に苦労しているみたいな部分も、自分ちょっと話聞いて感じましたので、そういう部分で、もっとシルバー人材のほうの対応がスムーズにいくような取り組みも今後考えていかなきゃいけないのかなみたいな気がします、都市整備課としてはどんなふうに考えていますか。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、シルバー人材センターは旭市のシルバーがやっているというわけではなくて、全国でそういった組織でやっているところもあるよという一例でございます。

シルバー人材センターのよいところは、地域にやっぱり精通していますので、家の実情であるとか、近所の人との接触というか、そういったのをしたときに、ほかから来た業者よりは地域に違和感がないというか、溶け込みやすいのかなとは思っています。

ただ、今、向後委員おっしゃったように、シルバー人材も後継者不足ということを聞いております。いろいろ定年延長とかで現役世代が延びたもので、シルバーに移行する方がちょっ

と少なくなっていて、手が回らない実情もございます。

ですから、先ほどの空き家の管理の話ですと、シルバー人材は安くて地元だということなんですが、そうではなくて、ある程度のお金を払えばやる業者もございますので、そういったものを紹介するのは、市はなかなか紹介できないので、宅建協会とか、そういった方とかにちょっとお願いしていく必要があるのかなとは考えております。ただ、お金をどれだけ出せるか、年間の管理をどのくらいやるのかということによってだいぶ違います。シルバー人材については、ちょっと人材不足だということは聞いております。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） だから自分も話を聞いて、お盆前に屋敷の草刈りと庭木の手入れ等やっていただきたかったみたいなんです、9月だと言われたとかで。やっぱりシルバー人材は重宝で、地元のことも非常に明るくて、依頼すればやってくれるのは非常にいいんだけど、なかなか順番が回らないような状態だというような、お盆前後は市のイベントもあったりなんかして、シルバー人材のほうもいろいろ活動範囲が広いんだか何だか。そういうときの対応もちょっと頭に入れて考えていただきたいなと思うだけでありますので、今後よろしくお願いします。答弁は結構です。

○委員長（菅谷道晴） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（菅谷道晴） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（菅谷道晴） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたします。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菅谷道晴) ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(菅谷道晴) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長(池田勝紀) それでは農水産課から、株式会社千葉県食肉公社の第 28 期事業報告書及び第 29 期事業計画書につきまして報告をさせていただきます。

資料は、右上に農水産課と書かれた資料になりますので、そちらをご覧ください。

初めに、報告の経緯につきましてご説明申し上げます。

株式会社千葉県食肉公社は市が出資している法人で、日本政策金融公庫からの借入金に対する損失補償を市が行っていたため、地方自治法の規定に基づき、平成 27 年度までは毎年 9 月の定例議会で経営状況を報告しておりましたが、借入金の返済が進み、市が損失補償する額が公社の資本金 7 億 2,000 万円の 2 分の 1 未満となり、平成 28 年度より議会への報告義務がなくなりましたが、本委員会において経営状況の報告を申し上げているところであります。

なお、この借入金は平成 30 年度に返済が完了しております。

それでは、お手元の資料の 1 ページをご覧ください。

1 の事業報告になります。令和 4 年度の屠畜頭数は、大動物の牛が 1 万 5,543 頭で前年とほぼ同数になっております。小動物の豚は 42 万 8,806 頭で前年より 1 万 4,992 頭減少し、前年比 96.6%になっております。

次の枝肉販売実績は、牛と豚それぞれ記載のとおりの実績となっております。

次に、2 の貸借対照表は説明を省略させていただきまして、収支につきましては、3 の損益

計算書によりご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

収入となります売上金の合計は右側の上段、118 億 1,057 万 6,000 円で、これから売上原価を差引きますと、中段にありますように、売上総利益は2億 4,547 万 5,000 円となります。これから販売費と一般管理費を差し引いた営業損失はマイナス 1,597 万 7,000 円で、一番下にあります税引き後の当期純損失はマイナス 2,547 万 1,000 円となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

4の第29期、令和5年度の事業計画になります。

(1)の屠畜頭数計画ですが、牛は1万 4,500 頭、豚が 43 万 5,000 頭を今年度計画しております。

次に、(2)の販売頭数計画につきましては記載のとおり計画しております。

4ページをご覧ください。

(3)収支計画になります。本年度も、業務の効率化による事業管理費の削減に努めることといたしまして、表の一番下にありますように、当期純利益を 215 万 9,000 円と見込んでおります。

以上で、株式会社千葉県食肉公社の第28期事業報告書及び第29期事業計画書についての報告を終わります。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございました。

続きまして、農業委員会事務局。

○農業委員会事務局長（戸葉正和） 農業委員会事務局より、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況等について、ご報告申し上げます。資料はございません。

第2回定例会において議会の承認をいただいた17名の農業委員につきましては、7月20日に任命書の交付式及び初総会を開催いたしました。また同日、農地利用最適化推進委員20名へ委嘱書の交付も行っております。

本日は、委員就任後の活動状況につきまして、ご報告させていただきます。

千葉県農業会議主催の新任農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会が7月27日、成田国際文化会館において行われ、22名の委員が参加し、農地法などの研修を受けました。

翌日28日にも、委員全員勉強会として、事務局より実務に関する説明を行いまして、農業委員は農地法に基づく農地の権利移動等の許認可などに係る業務、農地利用最適化推進委員は農地パトロール等の現場活動を開始しているところです。

今後は、農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、新たな業務となります地域計画の策定に係る地域での話し合いへの参加、目標地図の素案作成などにも関係機関と連携の上、取り組んでまいります。

以上で、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況について報告を終わります。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

その他

○委員長（菅谷道晴） その他ございますか。

飯嶋委員よりその他ということ。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） ご苦労さまでした。ありがとうございます。

この間の本会議の中で、都市整備課のほう 12 月議会にある程度報告ができるという話がありました。本会議ではなかなか話づらいこともあると思うんですね。委員会だからざっくりばらんにどのような進捗状況、また、私も 12 年間ずっと言ってきた手前もありますので。今まで税を負担してきた地域、例えば、大きなところでは 100 万円以上楽に超えているはずです。もう 60 年間、0.3%で始まった税金ですね。それと全くそれに関わっていない地域。

この間、松本源太郎議員より、例えば、大金の税金をつぎ込んで下水道地域をもっと。その中で税金は投入したけれども、接続は自由だよというふうな。負担しているところから見れば、それは違うんじゃないかなという若干の気持ちもございます。例えば、ある程度別の話をしたら、飯岡の海岸近くにある生活排水の処理施設がありますよね。そこでの合併浄化槽の普及率というのはどうなのでしょう。これ接続してあるから、なかなか進んでいないというのも現実と思うんですね。例えば、この施設、未来永劫稼働するのか。それとも、接続を促して、そういったものに変えていくのか。そういったことも、都市整備課ではなくて、環境課の予算ですけれども。たしか合併してから 2 億円近い金が入っていると思うんですけれどもね。その辺のところも含めて、ここでお話ができる部分だけでもお話ができればありが

たいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（菅谷道晴） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市整備課で今、昨年度から取り組んでいるのが都市計画の見直しということでやっております。こちら何回か本会議でご説明しているとおり、今、旧旭市だけの都市計画区域を全域に広げるというところでございます。

議案質疑の中で一部回答したところもありますが、昨年度から旭市が地域的一体化であるとか、あと、一体化している、そういったのも日常生活圏であるとか地形、交通、土地利用、そういった面から、旭市を全部一体化の都市計画として問題ないかという検証をして、その調査をしているところでございます。議案質疑の中でも、都市計画の素案、この一体化した都市計画の素案を取りまとめるめどがついてまいりましたので、12月頃をめどに議員の皆様にご説明したいということでご回答してございます。

その中に、当然都市計画の素案というものはあるんですが、やはり大きく異なるのは、建築に関するルールの変更がございまして。変更というか、新たなルールがございまして、そちらのほうは詳しく分かりやすく説明していかなければならないのかと考えております。

あと、いろいろご質問はあったんですが、税については、都市計画の中で議論しているところはございません。全域に都市計画区域が広がるということがありますので、その辺について今取りまとめをしているところでございます。

いずれにしても、今後2年半ほどかけて、最終的に法手続きを進めまして、都市計画区域の拡大に向けて事務を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） その報告ある程度あるというんですが、それは都市整備課だけの報告なんでしょうか、それとも税務課も含めての報告になるんでしょうか。副市長、その辺どうでしょうか。

○委員長（菅谷道晴） 副市長。

○副市長（飯島 茂） 今、都市整備課長からありましたように、12月には都市計画の方向性といいますか、そういったことは道筋を説明していきたいと思っております。やはりどうしても都市計画と、どうしても住民の皆様方、税というものがセットであるだろうといったような認識を非常に持たれております。ですから、そこら辺についてはまた違うんだということを説明しながら、そうはいつても、やはり税は今後どうするんだと、いろんな議論があり

ます。現在、県内のいろいろな団体の賦課の状況、近隣であれば香取市とか、いろいろな状況を調べている中で、まだ市としても、ではこれにしましょうという最終的な落とし場所については、まだ執行部の中で決定もしておりませんので、いろいろ状況を見た中で、これならば市民の皆様方のご理解をいただいた上で、今後このような形態で進めるだろうというものをご模索しているところでございます。今ここで、私は明確な答弁はできません。よろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） あと、先ほども飯岡地先の話もして、この時期の合併浄化槽の普及率、例えば、入替えて実際、新築のところはもちろんそうなんでしょうけれども、それ以外のところは、これつないであったところに合併浄化槽をつないでいるというところはあるんですか。

○委員長（菅谷道晴） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） すみません、結論から言いますと、その数の把握は正直できておりません。今お話あったとおり、合併浄化槽しかつくっていないので、新築はもう間違いなく合併浄化槽であると思います。

ですから、家の建築年次なんかを見れば、おおむね想像はつくのかもしれませんが、すみません、統計上の数字は今持っておりません。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これ都市整備課に言っても、例えばいつまでやるんだと言っても仕方がないですね。これ未来永劫行くのかな。

○委員長（菅谷道晴） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 海岸沿いにある集中処理槽の件でしょうか。未来永劫といういろいろな難しいと思いますが、続けると考えております。というか、個別に家が建築されて、新たにみんな合併浄化槽になれば、確かに役目は終える部分もあると思いますが、その部分が残る限り、生放流というか、そういった方が残る限りは続けていかなければならないのかなとは思っています。

ただ、規模が今の大きさでいいのか、もっと小さいものでいいんじゃないのか、いろいろ考えはあると思いますが、水質浄化のためですから、続けなければならないものなのかなと考えています。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これは、旭もあつたと私も聞いたんですけれども、松木議員にですね。ていじんのあたりに、まだ残骸が残っているという話はしていましたけれども。そうすると、これはずっと、合併浄化槽に入れ替わらない限り、1軒でも残っていればやっていくということですよね、市の予算で。

○委員長（菅谷道晴） 副市長。

○副市長（飯島 茂） まず、旭市内の関係でございますが、今はちょっとなくなりましたけれども、ていじん先生の後ろ、仁玉川、あれがもともと旧旭市街ですね、浄化槽等も全然導入されていない中で、はっきり言えば、相当汚水というか、汚い川だったよと。それでもって、都市下水という中で、市街地の上流は警察署の後ろのほう、あちらのほうから流れてきますが、商店街等の汚水をきれいにしようということで、あそこに浄化槽を設置して浄化して、仁玉川の本流のほうに流しておりましたが、公共下水道ができた中で、町なかを流れてくる水より、仁玉川の本流のほうを流れている水の水質を見たとき、もう町なかを流れてくる水のほうが水質がいいというような状況もありまして、もう何年前か分かりませんが、旭市の都市下水、ていじんの後ろにあるやつはもう数年稼働しておりませんので、あれはもう役目は終わっていますから、解体をするように話をしております。

飯岡のほうですね、私も飯岡のほうの経過がちょっとよく分かりませんが、直近でも担当課のほうから、飯岡の海岸道路に各マンホールがあつて、汚水を集めて、最終はいいおか潮騒ホテル前で浄化槽があると。その改修の決裁のほうも上がってきたんですが、私も今あのエリア、飯岡の旧エリアでどれだけの家庭が汚水をそのまま流しているかどうか分かりません。

最後、飯嶋委員の1軒でも残っていたらずっと残すのかという話がありましたけれども、それは、やはりそのときのいろんな水質であつたり、まさしく加入状況であつたりを確認した上でありますので、今この場でちょっと答弁のほうはできませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） なかなかいいお話が聞こえてこないという。12月議会で、私たち議員が納得できるような説明ができるよう期待していますので、課長ね、よろしくお願いします。答弁は結構です。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 私からは、市では移住促進をいろいろ進めている中でインフラが整ってい

ない。そういう問題がいろいろ発生しているもので、決算が終わりましたので、今度は予算の関係で、インフラ整備、急いで計画を出してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（菅谷道晴） 答弁はよろしいそうです。

ほかに。

林委員。

○委員（林 晴道） 菅谷道晴委員長から特別に許可が下りましたので、引き続いてお願いしたいと思いますが。

以前この委員会において、防災無線等を活用した市民への警告というかアナウンスに関しては、ぜひこの委員会において報告等になるべく入れてもらいたいなという要望を出しました。なかなかないので、僕のほうからその部分に関して伺いたいと思います。

やはり一般質問等でありましたが、ちょっとここ最近、水道に関する漏水だとか断水だとか、そういうのがどうやら多いようです。防災無線を使っていない部分の中でも、うちの近所等でありました。数多くあるんじゃないかなと思うので、分かる範囲で構いません。直近で、そのような断水につながってしまったようなものがどのくらいあったのか。それから、まずそれを把握した後に、担当課の初動はどのような感じで動いているのか。簡単で構いませんので、お願いしたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 断水の件数なんですが、給水栓、本管ではなくて給水のほうによって断水になるというのは何件もございまして、すみません、ちょっと今把握してございません。

本管での断水でございまして、今年度に入りまして多分3件ございます。この間の飯岡での漏水と、それから海上での後草での漏水。今ありました後草でのちょっと漏水のほうがございます。

漏水時の初動でございまして、まず情動的なものが上下水道課に入りまして、職員のほうが現地へ向かって、その状況の確認をいたします。その状況によりまして、上下水道課のほうで現在、水道の指定工事店のほうへ漏水修繕等の業務委託をしております。こちらの指定工事店、こちらの委託を受けていただいている業者が17件ございまして、これが365日当番制で日程表を組んでいただいておりますので、その当番の業者のほうに連絡を取りまして対応をしていただくということに、まず基本的になっております。

給水のものでありまして、本管の先日の口径が大きいものというような場合には、その1業者だけではできない場合には、ほかのところの業者に応援をかけたりにして対応をしていただくような状況を取ってございます。

その状況が分かった時点で、断水をする時間ですとか、工事の時間で復旧する時間等のアナウンスをするようにしてございますが、大きい漏水の場合にはもうすぐに止めなくてはいけないという状況もございますので、その判断ですぐに断水なのか、時間を置いての断水ができるのかというのは、現場の状況によって判断するような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 引き続き許可をもらいましたので伺いたいんですが、要は市内で指定の工事店が17件あるということであります。やはり今回のような真夏の時期になりますと、一刻も早く給水、早めに水が復旧しないと命にも関わる重要な事案であります。

その17件に365日24時間と言いますけれども、どのような委託、それに対する費用はどのようなものなのか。それから、ほかにも何か頼めるのあるよというちょっといいかげんな答弁であったんですが、そうじゃなくて、この17件を本当にフルで活用して、初動聞きました。あまりちょっとはつきり分かる初動じゃなかったんですが、一刻も早くこの17件が動けるような、そういう体制を取るべきだと思いますしね。ほかを当てにするとか、職員の方が対応できるのかは分かりませんが、その部分もちょっと教えてください。

○委員長（菅谷道晴） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 現状、上下水道課で指定工事店、指定の給水装置の工事業者は市内では42業者あるんですけども、そのうち漏水等の対応をしていただいている業者が17件ということになってございます。

この委託につきましては、1日の単価の設定をいたしまして、それに対して今年度は366日ですが、それで委託料のほうをお支払いしているような状況になります。実際の漏水工事につきましては、その工事でかかった費用について積算をした中で、工事の負担をお支払いするような形を取ってございます。

それで、やはり業者のほうも人員ですとか、それから工事に使う重機ですとか、全部そろっている業者と、そこが十分でない業者もおります。これは、基本的には給水装置のほうの指定工事店ということになりますので、本管のほうの工事となりますと、掘削とかの大きな重機が必要になったりという場合もございますので、そういった場合にはそういった重機をレ

ンタルして対応していただくとか、他の業者が持っていれば、そちらに依頼するとか、そういったような対応のほうで工事のほうを対応していただいております。365 日対応していただいておりますので、その業者が今日はどうしても自分の工事がいっぱいできないというところもあるかと思いますが、その場合には次のほかのところの業者を探して見つけていただいて、その業者に対応していただくというような形で、修繕の業務委託の中で工事のほうの対応をしていただいている状況です。

以上でございます。

○委員長（菅谷道晴） 林委員。

○委員（林 晴道） 許可をもらえました。

やっぱり命に関わるものでありますので、早急な対応を取れる体制を常時確認してもらいたいと、そういうことなんです。要は、しっかりとその指定工事店や 42 件の業者が材料、道具を持っているのか、動ける体制を取っているのか。それから、何かほか復旧であれば土建屋とかでもいいと思うんですよ。そのほかに業者いっぱいあるから大丈夫だろうと、そういう甘い考えではなくて、しっかりと何かあったら、これいつ起こるか分からない事故ですから、対応をお願いしたいと。特になんかうちのほうは多いのかな、後草のほうは多いもので、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 井田委員。

○委員（井田 孝） 都市計画制定について 1 点だけお聞きしたいんですが、市内において都市計画区域外はもうなくなるということですか。それとも山のほうは、計画外は残しておくということですか。

○委員長（菅谷道晴） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 秘密ではないんですが、基本的には全域で計画しております。

ただ、一部除外、計画外、都市計画区域外にする必要があるかなというところがございます。それは、今ここで口でべらべらと言うわけにはいきませんので、一部は計画区域外の可能性がございます。

○委員長（菅谷道晴） この後、視察の時間もございますので、質問のほうは、委員の皆さんは各課へ行ってご相談していただきたいと思います。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 菅 谷 道 晴